

四島(しま)は私たちの故郷

2月7日は「北方領土の日」～粘り抜く熱意と対話で四島(しま)返還～

北海道の根室半島に連なる歯舞(はばまい)群島、国後(くなしり)島、色丹(しこたん)島、択捉(えとろふ)島の四つの島々は「北方領土」と呼ばれ、歴史的にも国際的取り決めからも日本固有の領土です。しかし、昭和20年の終戦直後、ソ連軍により不法占拠され、それが今でも続いています。北方領土の一日も早い返還を実現させるためには、私たち一人ひとりがこの問題への理解を深め、粘り強い返還運動を行っていくことが大切です。

現在も続く不法占拠

昭和20年の終戦まで、北方四島には17,291人も日本人が住んでおり、漁業などが盛んに行われていました。しかし、終戦直後に現れたソ連軍により、島民が強制的に日本に引き揚げさせられ、北方領土は不法に占拠されました。

この不法占拠は現在も続いており、北方領土は日本の領土でありながら、日本人は1人も住んでいません。

江戸時代から知られていた北方領土

日本では、早くから北方領土が知られていました。17世紀中ごろ、幕府が作成した日本総図(いわゆる「正保御国絵図」)には、「くなしり」「えとろほ」などの現在の北方領土に当たる島名がはっきり記載されています。18世紀後半には、江戸幕府が国後島と択捉島に大規模な調査隊を派遣して、択捉島に「大日本恵登呂府(だいにっぽんえとろほ)」の標柱を建てています。

また、国際的な取り決めとしては、1855年に「日露通好条約」が結ばれ、ウルップ島と択捉島の間が、日本とロシアの国境と定められました。このとき、歯舞群島、国後島、色丹島、択捉島の四島は日本の領土であることが確定し、樺太(からふと)は両国民混住の地とされました。さらに1875年に、日本はロシアと「樺太千島交換条約」を結び、樺太を放棄するかわりに、ウルップ島以北の18の島からなる千島列島を譲り受けました。

その後、1905年の「ポーツマス条約」により、北緯50度以南の南樺太が日本の領土となりましたが、第2次大戦後の1951年に結ばれた「サン・フランシスコ平和条約」により、日本は千島列島と南樺太を放棄しました。

しかし、このとき日本が放棄した千島列島には、歯舞群島、国後島、色丹島、択捉島の四島は含まれていません。

墓参・ビザなし交流・自由訪問

北方領土問題を解決するためには、まず日露両国民一人ひとりが、日本の固有の領土である北方領土についての正しい理解と認識を深めることが大切です。四島に在住するロシア人と日本国民との相互理解の増進を図ることが、領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題の解決に寄与するという目的で、平成4年からビザなし交流が行われています。

そのほか、昭和39年からは人道的見地から墓参、平成11年からは、元島民ならびにその家族を対象として、訪問手続が最大限に簡易化された自由訪問が行われています。

2月7日は北方領土の日

日本とロシアの国境線が確定された「日露通好条約」を記念し、毎年2月7日は「北方領土の日」と定められています。

この日には、北方領土返還要求運動の全国大会が東京で開催されるほか、県民大会、パネル展、研修会やキャラバン活動など、北方領土問題への理解を深めてもらうことを目的としたイベントが、全国で行われます。

また、返還実現のための署名運動も行われ、これまでに寄せられた署名は、すでに7,500万人(平成15年3月31日現在)を超えています。

北方四島の帰属の問題を解決して、日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定した関係を確立することが、我が国の一貫した基本方針です。

北方領土の早期返還を実現するためには、国民一人ひとりがこの問題を知り、返還運動を盛り上げていくことが大切です。この日を機会に、北方領土問題について考えてみてください。

日露国境の変遷

